



鳥取県公報

平成 24 年 12 月 28 日(金)
号外第 123 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の一部を改正する規則
(76) (県土総務課) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

公布された規則のあらまし

◇鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

適正な競争性を確保するため、鳥取県建設工事等入札制度基本方針において、制限付一般競争入札の区域割（東・中・西部）拡大の要件（20者以上）の見直し、同入札の対象金額の範囲の拡大の改正が行われたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 建設工事の入札について、本店の所在地による発注の区域割を拡大する場合を、相当数の入札者が見込めるないとき（現行 20以上の数の入札者が見込めないとき）に改める。
- (2) 建設工事の入札については限定公募型指名競争入札を廃止し、請負対象設計金額が250万円（現行 1,000万円）以上の建設工事から制限付一般競争入札によって行うこととする。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成25年1月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

規則

鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月28日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県規則第76号

鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前			
請負対象設計金額	委託対象設計金額	入札の方式	入札の方式		
(入札方式)		(入札方式)			
第15条 請負対象設計金額（建設工事に係る請負契約の対象となる部分の設計金額をいう。以下この章において同じ。）が次の表の左欄に掲げる額の建設工事の請負契約又は委託対象設計金額（測量等業務に係る委託契約の対象となる部分の設計金額をいう。以下この項において同じ。）が同表の中欄に掲げる額の測量等業務の委託契約は、それぞれ同表の右欄に定める入札の方式により相手方を決定するものとする。		250万円以上 1,000万円未満	100万円以上 500万円未満	限定公募型指名競争入札（有資格者であることのほか、当該有資格者の事業所の所在地、当該契約に係る建設工事等についての経験又は技術的適性の有無その他建設工事等の適正な実施と入札の公平な執行のために必要な資格（以下この章において「応募条件」という。）を定めて入札者を公募し、これに応募した有資格者のうち当該応募条件を具備するものの中から、建設工事にあっては鳥取県建設工事指名競争入札指名業者選定要	限定公募型指名競争入札（有資格者であることのほか、当該有資格者の事業所の所在地、当該契約に係る建設工事等についての経験又は技術的適性の有無その他建設工事等の適正な実施と入札の公平な執行のために必要な資格（以下この章において「応募条件」という。）を定めて入札者を公募し、これに応募した有資格者のうち当該応募条件を具備するものの中から、建設工事にあっては鳥取県建設工事指名競争入札指名業者選定要

		綱、測量等業務にあっては鳥取県測量等業務指名競争入札指名業者選定要綱に定めるところにより入札者を選定して行う指名競争入札をいう。以下同じ。)		綱、測量等業務にあっては鳥取県測量等業務指名競争入札指名業者選定要綱に定めるところにより入札者を選定して行う指名競争入札をいう。以下同じ。)
250万円以上 上地方公 共団体の 物品等又 は特定役 務の調達 手続の特 定を定め る政令 (平成7 年政令第 372号。以 下「特例 政令」と いう。) 第3条第 1項の規 定により 総務大臣 が定める 特定役務 のうち建 設工事の 調達契約 に係る基 準額(以 下「特例 政令建設 工事適用 基準額」 と い う。)未 満	500万円以上 特例政令第 3条第1項 の規定によ り総務大臣 が定める特 定役務のう ち建築のた めのサービ ス、エンジ ニアリング ・サービス その他の技 術的サービ スの調達契 約に係る基 準額(以下 「特例政令 測量等業務 適用基準 額」とい う。)未満	制限付一般競争入札 (施行令第167条の5の 2の規定に基づき、有資 格者であることのほか、 当該有資格者の事業所の 所在地又は当該契約に係 る建設工事等についての 経験若しくは技術的適性 の有無等に関する必要な 資格を定めて行う一般競 争入札をいう。以下同 じ。)	1,000万円 以上地方 公共団体 の物品等 又は特定 役務の調 達手續の 特例を定 める特 定役務のう ち建築のた めのサービ ス、エンジ ニアリング ・サービス その他の技 術的サービ スの調達契 約に係る基 準額(以下 「特例政令 測量等業務 適用基準 額」とい う。)未満	制限付一般競争入札 (施行令第167条の5の 2の規定に基づき、有資 格者であることのほか、 当該有資格者の事業所の 所在地又は当該契約に係 る建設工事等についての 経験若しくは技術的適性 の有無等に関する必要な 資格を定めて行う一般競 争入札をいう。以下同 じ。)
略			略	
2 略				(本店の所在地に関する応募条件) 第16条 略

<p>2 港湾工事以外の建設工事で請負対象設計金額が6,000万円未満のものの県内向け公募型入札を行う場合において、前項の表の右欄に定める応募条件を設けると当該県内向け公募型入札に<u>相当数</u>の入札者が見込めないときは、当該応募条件を変更し、本店の所在地に関する区域を拡大するものとする。この場合において、同欄中「左欄に定める所管区域内」とあるのは、「左欄に定める所管区域又はこれに隣接する総合事務所（有資格者の本店の所在地が東部総合事務所、八頭総合事務所、西部総合事務所又は日野総合事務所の所管区域内にあるときは中部総合事務所とし、有資格者の本店の所在地が中部総合事務所の所管区域内にあるときは東部総合事務所及び八頭総合事務所（建設工事の主な施工現場が一級河川天神川水系天神川右岸東側及びこれに相当する位置にある場合に限る。）又は西部総合事務所及び日野総合事務所（建設工事の主な施工現場が一級河川天神川水系天神川右岸西側及びこれに相当する位置にある場合に限る。）とする。）の所管区域内」とする。</p>	<p>2 港湾工事以外の建設工事で請負対象設計金額が6,000万円未満のものの県内向け公募型入札を行う場合において、前項の表の右欄に定める応募条件を設けると当該県内向け公募型入札に<u>20以上</u>の数の入札者が見込めないときは、当該応募条件を変更し、本店の所在地に関する区域を拡大するものとする。この場合において、同欄中「左欄に定める所管区域内」とあるのは、「左欄に定める所管区域又はこれに隣接する総合事務所（有資格者の本店の所在地が東部総合事務所、八頭総合事務所、西部総合事務所又は日野総合事務所の所管区域内にあるときは中部総合事務所とし、有資格者の本店の所在地が中部総合事務所の所管区域内にあるときは東部総合事務所及び八頭総合事務所（建設工事の主な施工現場が一級河川天神川水系天神川右岸東側及びこれに相当する位置にある場合に限る。）又は西部総合事務所及び日野総合事務所（建設工事の主な施工現場が一級河川天神川水系天神川右岸西側及びこれに相当する位置にある場合に限る。）とする。）の所管区域内」とする。</p>
<p>3 略</p>	<p>3 略</p>
<p>(入札者の指名)</p> <p>第21条 知事は、限定公募型指名競争入札においては、前条第1項の規定による審査の結果、入札参加資格及び応募条件を具備していると認められた応募者の中から、原則として、10以上の者を指名するものとする。</p>	<p>(入札者の指名)</p> <p>第21条 知事は、限定公募型指名競争入札においては、前条第1項の規定による審査の結果、入札参加資格及び応募条件を具備していると認められた応募者の中から、原則として、<u>建設工事の入札にあっては20以上、測量等業務の入札にあっては10以上の者</u>を指名するものとする。</p>
<p>(落札者の決定)</p>	<p>(落札者の決定)</p>
<p>第32条 略</p>	<p>第32条 略</p>
<p>2 予定価格が<u>250万円以上</u>の建設工事については、総合評価競争入札を積極的に活用するものとする。この場合において、落札者の決定は、前項の規定にかかわらず、鳥取県建設工事総合評価競争入札実施要領に定めるところにより行う。</p>	<p>2 予定価格が<u>1,000万円以上</u>の建設工事の入札における落札者の決定は、できる限り総合評価競争入札により、価格その他の条件を勘案して行うものとする。この場合において、落札者の決定は、前項の規定にかかわらず、鳥取県建設工事総合評価競争入札実施要領に定めるところにより行う。</p>
<p>3 略</p>	<p>3 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に鳥取県建設工事等

の入札制度に関する規則第19条第1項の規定による公告（同規則第15条第1項に規定する限定公募型指名競争入札以外の指名競争入札にあっては、指名競争入札に参加することができる者の指名。以下「調達公告」という。）を行う一般競争入札及び指名競争入札について適用し、同日前に調達公告を行った一般競争入札及び指名競争入札については、なお従前の例による。